

**宮城県議会議会改革推進会議
中間報告書**

**平成 23 年 3 月
宮城県議会議会改革推進会議**

目 次

1	前期議会改革推進会議の検討経緯	1
2	今期議会改革推進会議の検討経緯	2
	(1) 検討事項の状況	2
	(2) 各検討事項の検討内容	2
	成果	2
	①検討事項1「常任委員会の機能強化(常任委員会の所管の組み替え)」	2
	②検討事項2「特別委員会の弾力的な設置」	4
	③検討事項6「議会と県民及び市町村との意見交換」	5
	方向性が示された検討事項	6
	①検討事項11「予算調製方針の説明と政策提言等」	6
	②検討事項12「予算審議の体制整備」	7
	③検討事項18「附属機関等の委員の就任辞退」	8
	次期推進会議の検討事項	10
	①継続検討事項	10
	②新規検討事項	10
3	終わりに	10
	資料1	12
	資料2	13
	資料3	14
	資料4	15

1 前期議会改革推進会議の検討経緯

議会改革推進会議は、平成21年6月に宮城県議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）が制定されたことに伴い、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第122条第1項に規定する「協議等の場」として平成21年7月10日に設置され、議会基本条例の具体化に向けて検討が必要な19項目のうち10項目を検討することとした。

検討の結果、検討事項8「傍聴環境の整備及び関係資料の配付等」、検討事項9「議会の方向性についての議長説明（議長記者会見）」及び検討事項1「常任委員会の機能強化（常任委員会委員任期の改正）」については具体化が図られた。

また、検討事項11「予算調製方針の説明と政策提言等」については、平成22年1月に試行として知事等より平成22年度予算に係る予算調製方針等の説明がなされ、検討事項12「予算審議の体制整備」については、予算特別委員会の常任委員会化の方向性が示されるなど一定の成果を挙げた。

●前期議会改革推進会議検討状況

検討事項1	「常任委員会の機能強化(常任委員会委員任期の改正)」・・・検討終了
	「常任委員会の機能強化(常任委員会の所管の組み替え)」・・・方向性を提示
検討事項2	「特別委員会の弾力的な設置」・・・・・・・・・・・・・・・・・・次期推進会議で検討
検討事項6	「議会と県民及び市町村との意見交換」・・・・・・・・・・次期推進会議で検討
検討事項8	「傍聴環境の整備及び関係資料の配布等」・・・・・・・・・・検討終了
検討事項9	「議会の方向性についての議長説明(議長記者会見)」・・・検討終了
検討事項10	「議会(本会議)の会期設定」・・・・・・・・・・・・・・・・・・次期推進会議で検討
検討事項11	「予算調製方針の説明と政策提言等」・・・・・・・・・・方向性を提示
検討事項12	「予算審議の体制整備」・・・・・・・・・・・・・・・・・・方向性を提示
検討事項17	「他都道府県議会との連携協力」・・・・・・・・・・次期推進会議で検討
検討事項18	「附属機関等の委員の就任辞退について」・・・・・・・・・・次期推進会議で検討

2 今期議会改革推進会議の検討経緯

(1) 検討事項の状況

今期の推進会議においては、前期の推進会議において方向性が示された検討事項を中心に、新たな検討事項についても並行して検討を進めることとした。

検討の結果、前期推進会議において方向性が示された検討事項1「常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）」については、平成23年2月定例会において委員会条例を改正し、統一地方選挙後、新たな所管での委員会審議等が実施されることとなった。

また、検討事項12「予算調製方針の説明と政策提言等」については、前期推進会議の取り組みに引き続き、平成22年11月に試行として予算特別委員会において知事等による平成23年度予算に係る予算調製方針等の説明と質疑が実施された。

さらに、検討事項2「特別委員会の弾力的な設置」及び検討事項6「議会と県民及び市町村との意見交換」については、実施に向けた基本的な方向性を決定した。なお、検討事項6「議会と県民及び市町村との意見交換」の一環として、平成22年11月に宮城県議会子ども議会及び宮城県地方議会議員セミナーが実施されている。

(2) 各検討事項の検討内容

成 果

① 検討事項1「常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）」

[検討根拠]

『議会は、常任委員会がその所管に属する事務に関する調査及び審査を効果的に行うことができるよう、常任委員会の機能の強化に努めるものとする。(議会基本条例第5条第3項)』

[検討内容]

常任委員会の構成は、専門化、高度化する執行部の事業に対応し、議案その他の審議の専門的・能率的な判断が可能となるよう組織体制や事業、行政課題等によって柔軟に対応することが必要であるため、他の委員会と比較して所管事務事業量等が少なくアンバランスが生じていた環境生活委員会の所管について、他委員会との整合性を図り、委員間討議の活性化等委員会審議を充実することが求められていた。

検討の結果、県民生活の安全安心、自然保護・保全、産業育成等環境生活行政及び農林水産行政に関するトータル的な施策展開に伴う審議を行うという視点から、①環境生活部と農林水産部を一つの委員会の所管とすること、②委員会条例の改正時期は平成23年2月定例会とすること、③委員会条例の施行時期は平成23年度とすることについて議長に報告した。

なお、現在の産業経済委員会の所管から農林水産部が分離することとなるが、分離後の新委員会の視点としては、企業誘致、雇用者の育成・確保、地域経済の振興等産業振興行政に関するトータル的な施策展開に伴う審議を行うということになる。

※参 考

平成23年	1月31日	議会運営委員会決定
平成23年	3月15日	委員会条例改正案を全会一致で可決
平成23年	3月22日	改正委員会条例公布

② 検討事項2「特別委員会の弾力的な設置」

[検討根拠]

『議会は、社会経済情勢等の変化に伴う新たな県政の課題に迅速かつ的確に対応するため、特別委員会を弾力的に設置するものとする。(議会基本条例第5条第4項)』

[検討内容]

特別委員会は、常任委員会では対応が難しい案件や特に重要な案件など、議会の議決により付議された事件を重点審査するために臨時的に設置されるものである。しかし、当県議会の現状は、設置数が毎年5から7程度と固定化され、構成員は議長・副議長及び県議会選出監査委員を除く全議員構成となっており、特別委員会設置の本来の目的に立ち返って検討する必要性が指摘されていた。

検討の結果、今後の方向性として、①設置数については、特別委員会設置制度の趣旨を踏まえ、必要なテーマを精査し、数にこだわらず、特別に調査・審議することが必要なテーマに応じて設置すること、②構成員については、全員参加であるか否かを前提とせず、特別に調査・審議することとなるテーマや設置数に応じて、適切かつ適正な委員数で構成すること、③設置時期については、2月定例会（改選期においては6月定例会）において、特別委員会の設置の必要性等について検討し、調査・審議期間を考慮して必要な時期に適宜設置すること、また、年度途中で突発的・緊急的の事件発生等への対応のための設置も可能とすること、④設置検討機関・決定機関については、政務調査会長会議において各会派の意見を集約して精査し、名称、付議事件、定数について検討・決定し、議会運営委員会において最終決定を行うこと、⑤その他として、年度当初における設置に係る必要性や設置時期、設置期間、構成員や委員数、会派構成等といった、特別委員会の設置に係る手続き等の基本的方向性については政

務調査会長会議で検討することについて議長に報告した。

③ 検討事項6「議会と県民及び市町村との意見交換」

〔検討根拠〕

『議会は、県民及び市町村との意見交換の場を設けることにより、多様な行政課題を広く把握するよう努めるものとする。(議会基本条例第12条第4項)』

〔検討内容〕

地域主権改革等地方行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、二元代表制の一翼を担う議会の役割はますます重要性を増している。議会は、県民の代表として多様な行政課題を把握する必要があるとともに、県民に対して説明を行う責任があり、また県民の議会活動に対する理解の促進を図るため、県民参加の機会の提供を行う必要がある。

このための具体的な方策として、県民や市町村との意見交換の実施を求められたものであり、他県の事例を参考にしながら検討を行った。

検討の結果、①議会基本条例の実現に向けた取り組みの一環として、県民及び市町村との意見交換を推進し、多様な行政課題等を広く把握すること、②県民及び市町村との意見交換の実施に向けては、その目的等に応じて議長の下に組織等を設置し、成果を含め開催時期や方法など具体的な実施項目について十分に検討し実施することについて議長に報告した。

※参 考

平成22年11月 6日 宮城県議会子ども議会開催

目 的：①地域の一員として子どもたちの社会参加への意識を育むとともに、子どもたちの思いを地域に届け、笑顔あふれるみやぎの子どもたちを育成する。

②県議会活動に関する県民の関心や理解の促進を図る。

参加者：宮城県内の小学校に在学する小学校5，6年生 64名

平成22年11月22日 宮城県地方議会議員セミナー開催

目 的：①地域主権改革の流れや改革の進展に伴う地方自治体・地方議会のあり方などについて認識を深める。

②今後の地域主権の確立を目指した取り組みを見据えた議会としての役割の発揮等その機能の充実・強化を図る。

参加者：宮城県議会議員，宮城県市議会議員，宮城県町村議会議員

方向性が示された検討事項

① 検討事項11「予算調製方針の説明と政策提言等」

〔検討根拠〕

『議会は、知事等に対し、予算の調製の方針についての説明を求め、政策提言等を行うものとする。（議会基本条例第21条第1項）』

〔検討内容〕

二元代表制の一翼を担う議会として、執行部の予算編成等に対する関与や議会としての政策立案機能の一層の充実が求められているところである。

検討の結果、平成22年度についても平成21年度に引き続き、①「当初予算調製方針の説明」を試行として実施すること、②実施時期は11月上旬から中旬とすること、③執行部に対しては、「平成23年度政策財政運営の基本方針」，「平成23年度当初予算の編成方針」の2点について説明を求めること、④予算特別委員会（全体会）において実施すること、⑤質疑について実施することについて議長に報告した。

当該検討項目については、次期推進会議において引き続き検討することとなるが、今年度の試行の内容に対する議員を対象として実施したアンケート調査において示された説明や質疑方法のあり方、予算調製、政策提言に関する意見調整方法、事務局体制の強化などの意見を踏まえ、平成23年度の当初予算調製方針等の調査については、より充実した内容となるよう実施に向けた具体的な方向性を決定し、実施に当たっての詳細は、予算特別委員会で検討することが望ましい。

また、その他の調査や政策提言については、知事の専権とされている予算調製権と議会との関係の整理や政策立案機能の現状を踏まえた議会としての政策立案機能のあり方などの検討が必要であることから、前期の推進会議において、一定の方向性が示されている検討事項12「予算審議の体制整備（予算常任委員会化）」と一体的に検討することが必要である。

※参 考	
平成22年 9月13日	予算特別委員会理事会決定
平成22年11月11日	予算特別委員会において平成23年度当初予算に係る予算調製方針等の説明（試行）の実施

② 検討事項12「予算審議の体制整備」

〔検討根拠〕

『議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。（議会基本条例第21条第2項）』

〔検討内容〕

地方自治法の改正により複数の常任委員会への所属が可能となったこと、また、毎

年設置されている予算特別委員会等を常任委員会化することにより審議の活性化を図ることが求められており、前期の推進会議において検討した結果、予算特別委員会を予算常任委員会とすること、決算特別委員会に関しては従来どおりとするという方向性が示されている。

今期の推進会議における検討過程において、より具体的な実態を調査する必要があるとの判断から、議会改革の先進県である三重県議会を調査したが、通年議会との関わりや特別委員会との相違、費用弁償等コストなどについての整理・検討が必要との課題が提起された。

また、これらの課題を含め、検討事項11「予算調製方針の説明と政策提言等」に関わる知事の専権とされている予算調製権と議会との関係の整理などの検討課題と併せた対応が必要との課題も提起された。

次期推進会議において引き続き検討していくこととなるが、前期推進会議の方向性を踏まえつつ、メリット・デメリットを含め課題等を十分に精査し、検討事項11「予算調整方針の説明と政策提言等」及び検討事項10「議会（本会議）の会期設定」と一体的に検討することが必要である。

③ 検討事項18「附属機関等の委員の就任辞退」

〔検討根拠〕

『執行機関が設置する附属機関等への委員への就任は、法令で県議会議員の就任が必須となっているもの以外については、就任を辞退すべきである。（平成20年度議会改革推進調査特別委員会報告書）』

〔検討内容〕

議会として、附属機関に対する監視・調査機能を充実強化するとともに、附属機関への議員の関わりと議員活動等との整合性の確保を図ることが求められていた。

当該検討項目の検討に当たっては、①現状と課題の把握、②附属機関等の性格及び就任する役職の性質の検証・精査、③政策提言・関与等を含めた就任に関するメリット・デメリットの整理、④就任基準・運営ルール等の設定を具体的検討項目に挙げ検討を進めてきた。

検討の過程においては、法令等で規定されているもの以外は一律就任を辞退すべきとの意見がある一方で、県民の生活に直接関わる重要案件の審議について、県民の代表として議員が意見を述べる機会が当該附属機関の審議に限定される場合があるなど、附属機関の性質によっては、県議会議員が委員に就任すべきものもあるという意見もあった。

検討の結果、法律及び法律に基づく政令により県議会議員の就任が規定されている附属機関以外の附属機関への委員の就任は原則的に辞退すること、ただし、条例により県議会議員の就任が規定されている附属機関への委員の就任、あるいは県民生活に直接的に関わる重要案件の審議・審査など、県民の代表としての議員が県民の視点に立った公平な意見や判断が求められることとなる附属機関等への委員の就任は、附属機関等の性格や活動内容、議員の就任辞退に伴い想定される執行部及び関係団体等への影響を踏まえ、当面の間、例外的に就任を認めることについて議長に報告した。

なお、次期推進会議においては、今期の推進会議の検討状況を踏まえ、例外的な取り扱いやその期間、実施に当たっての進め方等その形態、実施時期など実施に向けた具体的な検討を進める必要がある。

次期推進会議の検討事項

① 継続検討事項

○検討事項10「議会（本会議）の会期設定」

○検討事項17「他都道府県議会との連携協力」（※全国都道府県議会議長会，ブロック議長会等の動向を見ながら随時検討）

（ 今期推進会議において検討の着手に至らなかったため，次期推進会議において検討することとなった事項である。 ）

② 新規検討事項

○「議員提案条例の見直し」

（ 当県議会の議員提案条例の制定数は，都道府県議会中全国一を誇るものであるが，当時の社会状況等を背景として制定された条例の中には，既にその目的を達成したもののなど見直しが必要な条例もあることが想定されることから，議長より当推進会議に対し，これまで制定してきた議員提案条例の見直しについて検討するよう諮問があった。見直しに際しては，現状の精査を含めたその必要性や検討組織の設置等も含め，次期推進会議で検討することとなった事項である。 ）

3 終わりに

平成21年7月の議会改革推進会議の設置以降，前期は11回，今期は10回の会議を開催し，議会基本条例の具体化に向けて検討を重ねてきた。

この間、地域主権改革大綱が示され、また、関西における広域連合の設立、九州における広域機構への取り組みなど、地域主権改革をめぐる動きは大きく変化している。地方議会においては、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくるという地域主権改革の動向を踏まえながら、議会のあり方を探求していく必要がある。当県議会における議会改革の検討は引き続き、次期の議会改革推進会議に委ねることとする。

●宮城県議会議会改革推進会議運営要綱

(設置)

第一 議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うため、宮城県議会に、議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第二 推進会議は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

(任期)

第三 委員の任期は、指名の日から翌年の最初に招集される定例会の閉会の日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が指名されるまで在任する。

(委員長及び副委員長)

第四 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五 推進会議は、委員長が議長の承認を得て招集し、これを主宰する。ただし、委員の任期満了に伴う新たな委員の指名後、最初に開催される推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は、その代理者を推進会議に出席させることができる。

(協議又は調整事項)

第六 推進会議は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

一 議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）

二 その他委員長が必要と認める事項

(議長への報告)

第七 委員長は、推進会議を開催した都度、速やかに、推進会議の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(会議録)

第八 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

一 開催日時及び場所

二 出席委員の氏名

三 議題及び議事の要旨

四 その他委員長が必要と認める事項

(委任)

第九 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年七月十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十二年六月三十日から施行する。

●宮城県議会議会改革推進会議委員名簿

自由民主党・県民会議	◎安部	孝
	○長谷川	洋一
	佐々木	喜藏
	中山	耕一
	中島	源陽
	寺澤	正志
	高橋	伸二
	細川	雄一
改革みやぎ	藤原	のりすけ
	須藤	哲
社民党県議団	本多	祐一郎
公明党県議団	伊藤	和博
日本共産党宮城県会議員団	横田	有史
21世紀クラブ	吉川	寛康

※◎は委員長，○は副委員長

●宮城県議会基本条例の具体化に向けた検討事項

No.	事 項		検討すべき内容	検討主体		決定機関
				議運	推進	
1	常任委員会の機能強化	5条3項	具体的方向性		○	議会運営委員会
2	特別委員会の弾力的な設置	5条4項	具体的方向性		○	議会運営委員会
3	参考人及び公聴会の制度の活用	12条1項	実施手続き	○		議会運営委員会
4	請願に係る紹介議員又は請願者からの説明	12条2項	実施手続き	○		議会運営委員会
5	請願の処理の経過及び結果の報告要求	12条3項	実施手続き	○		議会運営委員会
6	議会と県民及び市町村との意見交換	12条4項	具体的方向性		○	代表者会議
7	議案等に対する議員の賛否の公表	14条1項	実施手続き	○		議会運営委員会
8	傍聴環境の整備及び関係資料の配布等	14条2項	実施手続き		○	—
9	議会の方向性についての議長説明(議長記者会見)	15条2項	実施手続き		○	代表者会議
10	議会(本会議)の会期設定	20条	具体的方向性		○	議会運営委員会
11	予算調製方針の説明と政策提言等	21条1項	具体的方向性		○	議会運営委員会
12	予算審議の体制整備	21条2項	具体的方向性		○	議会運営委員会
13	専門的知見の活用	23条1項	実施手続き	○		議会運営委員会
14	調査又は諮問のための機関の設置	23条2項	具体的方向性	—	—	—
15	知事等の反問	25条	実施手続き	○		議会運営委員会
16	知事等に対する資料請求等	26条	実施手続き	○		議会運営委員会
17	他都道府県議会との連携協力	29条	具体的方向性		○	代表者会議
18	附属機関等の委員の就任辞退について	報告書提言	具体的方向性		○	代表者会議
19	議会の議決に付すべき契約の金額基準(予定価格5億円以上)の引き下げについて	報告書提言	具体的方向性	—	—	—

●議会改革推進会議の検討経過

【H21】

日付	検討項目
平成21年 7月21日(火)	第1回議会改革推進会議 ○正副委員長の互選（高橋長偉委員長，坂下康子副委員長） ○条例内容の確認及び議会運営委員会との役割分担について ○条例の具体化について
8月10日(月)	第2回議会改革推進会議 ○議会運営委員会との役割分担について ○条例の具体化について ・議案等に対する議員の賛否の公表 ・傍聴環境の整備及び関係資料の配布等 ・議長記者会見 ・知事等の反問
8月21日(金)	第3回議会改革推進会議 ○傍聴環境の整備及び関係資料の配布等について ○議長記者会見について ○常任委員会の機能強化について ○予算調整方針の説明と政策提言について ○今後の検討スケジュールについて
9月25日(金)	第4回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会委員任期の改正）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
10月21日(水)	第5回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会委員任期の改正）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
11月20日(金)	第6回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
12月16日(水)	第7回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
平成22年 1月13日(水)	第8回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
3月4日(木)	第9回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算審議の体制整備について ○議員間討議の活性化について
4月22日(木)	第10回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算審議の体制整備について

日付	検 討 項 目
5月24日(月)	第11回議会改革推進会議 ○予算調製方針の説明と政策提言について ○予算審議の体制整備について ○中間報告書について

【H22】

日付	検 討 項 目
平成22年 6月30日(水)	第1回議会改革推進会議 ○正副委員長の互選(安部孝委員長, 長谷川洋一副委員長) ○中間報告書について
8月9日(月)	第2回議会改革推進会議 ○各会派H22議会改革推進会議検討事項に関するアンケート結果について ○常任委員会の機能強化(常任委員会の所管の組み替え)について ○検討スケジュールについて
8月24日(火)	第3回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化(常任委員会の所管の組み替え)について ○予算調製方針の説明と政策提言(平成23年度当初予算調製方針の説明)について ○新規検討事項の検討順位について
10月8日(金)	第4回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化(常任委員会の所管の組み替え)について ○新規検討事項の検討順位について ○三重県議会調査報告について
10月18日(月)	第5回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化(常任委員会の所管の組み替え)について ○今後の検討課題について ○検討事項の検討の方向性について
12月3日(金)	第6回議会改革推進会議 ○特別委員会の弾力的な設置について ○議会と県民及び市町村との意見交換について
12月21日(火)	第7回議会改革推進会議 ○特別委員会の弾力的な設置について ○議会と県民及び市町村との意見交換について ○附属機関等の委員の就任辞退について
平成23年 1月21日(金)	第8回議会改革推進会議 ○附属機関等の委員の就任辞退について ○中間報告書について
2月24日(木)	第9回議会改革推進会議 ○中間報告書案について
3月10日(木)	第10回議会改革推進会議 ○附属機関等の委員の就任辞退について